



2022年5月24日

各 位

会 社 名 ニ プ ロ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 佐 野 嘉 彦
(コード番号 8086 東証プライム)
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 人 事 本 部 長 兼
ガバナンス統括本部長 中 村 秀 人
(TEL 06-6372-2331)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月24日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の第69期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものです。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主さまに交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものです。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則第1条を設けるものです。なお、同条は期日経過後、これを削除するものです。

(2) 取締役の員数の減員

当社はこれまで、中長期の経営指標を達成すべく、多岐にわたる事業基盤を拡充しつつ、厳しい経営環境に対応してまいりました。一方で、2020年6月に執行役員制度を導入し、経営基盤の構築と業務執行の機動性の確保に努めてまいりました。これら経営環境を踏まえ、今後ともグローバルな事業展開をより一層強化するためには、コーポレートガバナンスの充実に努めるとともに、経営の機動性と取締役会の実効性の確保が不可欠であると考え、取締役の員数の見直しを図ることを目的として、現行定款第19条(員数)に定める取締役員数の上限を20名以内に減員するものです。

2. 変更の内容

具体的な変更内容は次のとおりです。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>40</u>名以内とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。</p> <p>(附則)</p> <p>第 1 条 現行定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、<u>2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、<u>2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p>3. 本附則は、<u>2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 6 月 28 日 (予定)

定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 28 日 (予定)

但し、現行定款第 16 条の削除および変更後定款第 16 条の新設は、変更案附則に掲げた日

以 上